

令和 5 年度
生徒指導規程



吳市立仁方中学校
年 組 番
名前 _____

令和5年度呉市立仁方中学校
生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、呉市立仁方中学校で学校教育を受ける生徒の人格の形成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しをもった指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、呉市立仁方中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関するここと

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り、指定された通学路を通る。

(2) 自転車通学

① 自転車通学は、許可された地域(戸田等)の生徒に限る。

② 対象となる生徒は、自転車通学の登録をし、学校の許可を受ける。

③ 記名したヘルメットを着用し、あごひもをしめる。

④ 通学自転車は、次の条件を満たすこととする。

- ・ ライトが点灯する。
- ・ 反射板が数か所についている。
- ・ 安全なハンドル（ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの）である。

- ・ 安全確保の面から、両足が地面に着いたサドルの高さに調整する。

⑤ 自転車は、自転車置き場の定められた位置に停め、鍵をかける。

⑥ マナーや交通法規を守る。

⑦ ロードスポーツバイク、マウンテンバイク、折りたたみ式バイクなどは、安全面を考え使用しないこと。(乗降しやすいフレームの形であること。)

⑧ ヘルメットの未着用、2人乗り、改造自転車等、自転車通学許可違反については、許可を取り消すことがある。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) **登校時間は8時～8時10分を目処とするが、公共交通機関で通学する生徒は、配慮する。**

(2) 始業時刻は、8時20分（8時15分には教室に入り、読書、又は視写の準備をする）。

(3) 完全下校時刻は、次のとおりとする。

① 3月1日～10月31日まで

(夏時間) 17時50分

② 11月1日～1月31日まで

(冬時間) 17時20分

③ 2月1日～2月28日まで

(移行期間) 17時35分

(4) 欠席又は遅刻がある場合は、7時30分～8時10分の間に、保護者が学校に連絡をする。また、遅刻して登校した場合、生徒は職員室の登校記録用紙に記入してから、授業を行っている教室に行く。

(5) 事前にわかっている早退は、事前に保護者が早退の理由や時間、早退時の下校方法（送迎する人の有無や下校手段等）を学校に連絡する。

- (6) 登校後は、原則校外には出ない。
特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。
また、学習活動や運動等の教育活動の妨げとなる清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

〈男子生徒〉

短髪を基本とし、横は耳が隠れない、後ろ髪は首にかかるないこと。前髪は目にかかるないようにする。もみあげは伸ばさないで短く整える。

〈女子生徒〉

前髪は、目にかかるないようにし、長い前髪は、ヘアピンで固定する。長い後ろ髪（肩にかかる長さ）はゴムで結ぶ。結ぶ場合は赤字の「ゆげより下」とし、二つか一つにまっすぐ下に結ぶこと。

ヘアピン、ゴムの色は、黒、紺、茶の単色とする。ヘアーバンドや華美または不自然な髪止めは不可とする。

- (1) 不自然な髪型（剃り込み、頭髪の一部を極端に伸ばしたり切ったりする、バランスの取れない髪型等）にしないこと。
- (2) 染色・脱色・付け毛をしないこと、整髪料をつけないこと、カールにしないこと。
- (3) 保健上の都合で上記の規程にできない場合は、保護者を通して学級担任に届け出て、学校の許可を得る。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条

- (5) 携帯電話や個人の情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッ

ターナイフ等の危険物、不必要的金銭、その他学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。違反があった場合、学校で預かり保護者に返却する。また、特別な指導を行う場合もある。

（身なり等・持ち物）

第6条 制服等の身なり等については、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。休日や、一旦下校した後に忘れ物を学校に取りに来る場合も、制服または本校指定の体操服を着用する。ただし、部活動終了後における登下校の服装は、体操服または部活動の服装でもよい。

(1) 制服（標準学生服を着用する）

① 夏期

カッターシャツもしくは、ポロシャツ
ズボンもしくは、スカート

② 冬期

ア 学生服とズボン（黒色）
イ 上着とスカート（紺色）
ウ 上着とズボン（紺色）

以上3種類の中から各自選択し着用する。

③ 制服のボタンは全て留める。

④ 服装の移行期間は、6月初旬・10月初旬とする。（実施時期の詳細は、天候等により指示をする。）

⑤ 登下校の帽子の着用については、体操帽に限る。

(2) シャツ

① 学校指定のカッターシャツ、またはポロシャツを着用し、第1ボタンを留めること。
夏季等でシャツだけで過ごす場合には、第一ボタンは留めなくてもよい。

② カッターシャツの裾は、ズボン・スカートの中に入れること。

③ 袖口のボタンは、留めること。

④ 学校のカッターシャツ・ポロシャツの下

には、衛生面、健康面を含めて、必ず下着・肌着を着用すること。また、肌着の色は白又はベージュで無地のものに限る。

(3) ズボン・スカート

① ズボンについて

着用する場合は、ベルト（色は黒とし、金具等の華美な装飾品が付いたものについては禁止）を必ず着用すること。腰パン（ズボンを腰までずらした着こなし）や裾擦り、变形等は禁止とする。

② スカートについて

指定のスカートを着用すること。スカート丈は、膝（膝蓋骨）が隠れる長さとする。

(4) 靴下

靴下は白または黒色とする。スニーカーソックス（くるぶしが出るもの）、ルーズソックス、ハイソックス、色柄の入っているものは、禁止とする。ただし、ワンポイントは可とする。（ラインは不可）

(5) 通学靴

白のひも靴とし、厚底やハイカットは不可とする。必ずベルトの裏側に記名する。また、落書きをしない。

(6) 上履き・体育館シューズ

- ① 学校指定のものを使用すること。
- ② 必ずかかとの位置（外側）に記名する。また、落書きをしない。
- ③ 体育館シューズは体育館フロアのみで使用する。

(7) 名札

名札は登校した後、左胸に付ける。下校時にははずし、各学級の所定の位置に保管する。

(8) セーター・ベスト

- ① 上着の下には、学校指定のセーターのみ着用してもよい。
- ② 上着を脱いで、セーターだけで生活することはできない。

(9) 手袋・マフラー・ネックウォーマー

冬期に着用してもよい。下足場で着脱し、校内では着用しない。耳当て・帽子は不可とする。

(10) 防寒着について

学校指定のウインドブレーカーのみ着用してもよい。

冬季は、タイツ・スパッツを着用してもよい。ただしスカート着用時は無地で、色は黒又はベージュに限る。

(11) 体操服

- ① 体操服は、必ず裾をズボンに入れる。ズボンは、腰骨より上にあげる。
- ② 既定の服装にできない場合は、保護者が学級担任に申し出て、学校の許可を得る。
- ③ 部活動の練習や対外試合、遠征においてもこの規程に準ずる。ただし、部活動特有の特定の練習着を除く。

(12) 持ち物について（学習用具など）

学校生活にふさわしく、流行にとらわれない中学生らしい持ち物にする。

- ① 自分の持ち物には、必ず記名をする。
- ② カバンは学校指定バッグを使用する。落書きをしたり、飾り（キーホルダー・シール等）を付けたり、指定されていないバッグで登校しない。
- ③ 校外での行事においても、学校指定バッグを使用する。
- ④ 飲み物として、水筒にお茶、水、スポーツドリンクを入れて持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを使用する場合は、カバーを利用する。また、ペットボトルをゴミとして学校に捨てない。

（校内の生活）

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

- ① 時間（着ベル・黙想）を守る。

- ② 授業時のあいさつや返事を大切にし、よい言葉づかいをする。

授業開始・終了の号令、あいさつは、次のようにし、イスは机に入れ、先言後礼で行う。

「起立」⇒「気をつけ」⇒「これから○時間目の△△の授業を始めます」「これで○時間目の△△の授業を終わります」⇒「(ハイ)」⇒「礼」⇒「お願ひします」⇒「(お願ひします)」「ありがとうございました」「(ありがとうございました)」⇒「着席」

(2) 休憩時間

- ① 特別教室や体育館及び他の学級の教室には、勝手に入らない。
- ② 他学年のフロアには行かない。
- ③ 廊下等を走らない。
- ④ 学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑤ 整理・整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)

(3) 保健室の利用

- ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1日1回限りで1時間程度とし、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ② 一日のうち、度重なる保健室の利用がある場合は保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(4) 昼食

昼食は、自分の教室の自分の席で摂り、12時55分までは教室にいること。

(5) 掃除

- ① 掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。
- ② 無言で、時間いっぱい掃除をする。

(6) 教育相談

生徒及び保護者は、相談したいことがある

場合、スクールカウンセラーを利用することができる。

(7) 諸届け

【保護者を通じて学校へ届け出るもの】

① 欠席・遅刻をする場合

学校への連絡は、7時30分～8時10分の間に保護者が電話で行う。

② 事前に早退することがわかっている場合の連絡は、保護者が電話又は生活記録表などを使って行う。

③ 学割などの証明書の必要な場合は、保護者が担任、または事務職員に連絡する。

(8) 部活動

- ① 各部活動には積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などがある場合は、活動の開始までに顧問に申し出る。
- ② 部活動での対外試合や遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。
- ③ 試験一週間前から、原則、部活動は停止する。

(9) その他

- ① 学校内の施設や設備を破損した場合や破損した施設や設備を発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ② 校外で行われる学校の教育活動（部活動の対外試合や遠征、行事及び修学旅行を含む校外活動など）においても、この規程どおりとする。
- ③ 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。無断で学校の敷地内に入り、指導に従わず、校外に移動しない場合は、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容を記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合は、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外での心得については、次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に伝えておく。
- (2) 生徒だけで市外に出ない。
- (3) 遊泳禁止区域では、泳がない。
- (4) 生徒だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボウリング場・マンガ喫茶・ビデオ取扱店・映画館等、遊技場（ゲームコーナーも含む）に入店しない。
- (5) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアーガン等）や刃物類を購入したり使用したりしない。
- (6) 小学校、図書館など公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (7) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。
保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようとする。
- (8) 情報通信機器
学校への携帯電話の持込は原則禁止である。
特別な事情がある場合は、**保護者がその旨を連絡し**、校長が認めた場合に許可する。その際、登校時に**職員室**に預け、下校時に受け取る。保護者は、情報通信機器について、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定に努め、子供の利用状況を把握する。
- (9) 酒・タバコ等の購入
酒・タバコ等を生徒に購入させないように

する。

(10) 危険箇所への立入り

立入り禁止箇所や川・海等に生徒を立入らせない。

(11) 交通違反

生徒が道路交通法に違反しないよう、指導する。

(12) 虐待やネグレクト（育児放棄）

虐待やネグレクトが発覚又は疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

(13) 家出・行方不明

場合によっては、保護者に警察に届けてもらうよう働きかける。

第4章 特別な指導に関するこ

特別な指導は、「社会で許されることは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、次の段階によって特別な指導を行う。
指導にあたっては、個々の状況を配慮する。
各段階の指導途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。

第1段階【家庭連携】

本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者との連携

第2段階【保護者に来校を求める対応】

第1段階の指導を踏まえた保護者との連携

第3段階【校内反省個別指導】

第2段階までの指導を踏ました学校からの

個別指導

(1) 第1段階「家庭連携」

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ① 服装規程違反が繰り返される場合
- ② 授業中の態度に問題がある場合
- ③ 不要物を持ち込んだ場合
- ④ 人としてモラルに欠けた言動を行った場合
- ⑤ 道路交通法違反及び通学違反をした場合
- ⑥ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 第2段階「保護者に来校を求め対応」

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ① 第1段階の指導で改善ができない場合
- ② 不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合（携帯電話を含む）
- ③ 携帯電話・スマートフォンやインターネットにより他人を誹謗中傷したり、不正な利用をしたりした場合
- ④ 登校後の校外への無断外出・早退
- ⑤ 試験における不正行為
- ⑥ 金品等の貸し借り、個人間物品売買
- ⑦ 道路交通法違反のうち程度の重いもの
- ⑧ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 第3段階「校内反省個別指導」

次の行為があった場合、第3段階の指導や関係機関等との連携を行う。

- ① 第2段階の指導で改善が見られない場合
- ② 暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損、物に当たる）
- ③ 飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）
- ④ 指導に従わない場合（指導無視、暴言）
- ⑤ 無断外泊、家出及び深夜徘徊

⑥ 金品強要

- ⑦ 無断アルバイト
- ⑧ 暴走族等への加入及び参加
- ⑨ 不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- ⑪ その他、法令・法規に違反する行為

(4) いじめに関する指導

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに関わっている場合、校内生徒指導部会で協議の上、第1、2、3段階の特別な指導を行う。

（第3段階校内反省個別指導）

第10条 特別な指導のうち「第3段階校内反省個別指導」については、次のとおりとする。

期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(1) 学校反省指導

第3段階の指導は、次の(2)の①の指導と②③のいずれかを併せて行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1、第2段階においても生活記録ファイルによる個別反省指導を行うことがある。

(2) 方法

- ① 個別反省指導
会議室等の別室で反省や教科学習を行う。
- ② 生活記録ファイルによる個別反省指導
授業中及び家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。
- ③ 教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラー等との教育相談と
個別反省指導を並行して行う。

(反省指導の実施)

第11条 反省指導の実施は、原則として午前中3時間程度の学校内反省と、その後の家庭反省とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期試験等は相談室等の別室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動及び部活動の公式大会へは、原則不参加とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について確認する。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者に伝える。
- (2) 特別な指導を行う場所は、生徒が落ち着ける場として、相談室等の別室を利用する。
- (3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、振り返りや反省、再発防止の為の具体的な約束や展望をもたせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (4) 指導記録を残す。
- (5) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為（器物破損を含む）を繰り返す場合及び繰り返し指導しても改善が見られない場合は、呉市教育委員会・こども家庭センター等の関係機関と連携をもつ。
- (6) **いじめ問題の的確な対応として、早期に呉市教育委員会、警察に相談又は通報を行い、連携を図る。**
- (7) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。（目安となる日数については、第10条に明記）また、個々の生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 生徒指導規程は、学級における指導や、生徒を対象とする全校集会及び保護者を対象とする入学説明会・PTA 総会・懇談会などで説明し、ホームページで公開する。

(規程の施行)

この規程は、平成26年4月7日より施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正